平成２３年（フ）第４４８９号
大阪市淀川区十三本町１丁目16番３号　日生ロイヤルマンション十三1001号
債務者　華山美辰こと　金　　美辰
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４９０号
大阪府枚方市西船橋２丁目11番８号
債務者　茨木　佳子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６号
広島県安芸高田市美土里町本郷3307番地
債務者　津田小夜子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第３８号
青森県十和田市大字三本木字西金崎４番地２八甲団地４号棟33号
債務者　牛崎　都子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第４１号
青森県十和田市西十六番町２番10号
債務者　西野　勝博
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第４０号
山形県酒田市緑ケ丘２丁目３番地の５、前住所山形県酒田市緑ケ丘２丁目８番地の８
債務者　高橋　　實
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第８７０号
埼玉県蕨市北町４の１の21　国東荘201号室、住民票上の住所埼玉県蕨市錦町１丁目17番34号　第２錦ハイツ201号
債務者　相原　恭子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９９８号
埼玉県川口市柳崎５丁目３番３―203号　ダイヤパレス東浦和Ⅱ、旧住所埼玉県川口市芝高木１丁目７番44号
債務者　谷上　淳子（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２９４号
埼玉県三郷市岩野木180番地３　グリーンパレスⅠ―106
債務者　谷川工業こと　谷川　　猛（旧姓岩脇）
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３５５号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ舞１丁目２番18号　フェンウェイコート204、前住所埼玉県ふじみ野市亀久保1217番地17
債務者　曽我　秀一
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
さいたま地方裁判所所沢支部

平成２３年（フ）第３７０号
埼玉県所沢市大字山口４番地の１　ドリーム１号館205
債務者　原　　佳子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４２０号
埼玉県川越市大字今福1477番地10　タカラレジデンス102号室
債務者　瀧川　　博
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４２６号
埼玉県富士見市貝塚２―６―15　牧田方、住民票上の住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1124番地51
債務者　住安　実沙
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１１３号
千葉県山武郡九十九里町作田5556番地
債務者　山口　淳子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１１７号
千葉県旭市仁玉40番地６、申立時の住所千葉県旭市新町735番地２　レジデンスみすずＤ―201
債務者　土佐　光男
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２８０号
静岡県伊豆市柏久保224番地の15　レジデンス駒一Ａ―１号
債務者　野田　康夫
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１９号
愛知県小牧市郷中２丁目117番地　セジュール林202号
債務者　矢谷　正男
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部